明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（防衛一〇）　一

〔告　示〕
○地上基幹放送分野に係る経営力向上に関する指針（総務二五三）　二
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件（厚生労働二八〇）　五
○行政執行法人の労働関係に関する法律第四条第二項の規定に基づき、平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を改正する件（中央労働委一）　六
○消費生活用製品安全法第二十一条の規定による届出があった件（経済産業二〇一）
○道路に関する件
（関東地方整備局二二六～二二八）
○道路に関する件
（北陸地方整備局六二）
○都市計画に関する件
（中国地方整備局七五）

〔人事異動〕
内閣　国家公安委員会　警察庁　法務省　六
〔叙位・叙勲〕　七
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
労働
船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示（北海道地方交通審議会、関東同、中国同）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
司法書士懲戒処分、公示送達、建設業の許可の取消処分、隊員の懲戒処分、隊員の懲戒処分に係る被疑事実通知書等、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二六
会社その他

省令

○防衛省令第十号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十三条の二（同法第七十五条の八で準用する場合を含む。）の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年八月二十八日

防衛大臣　小野寺五典

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを加える。

改正後	改正前
目次 第一章・第二章　［略］ 第三章　隊員 第一節～第九節　［略］ 第十節　勤続報奨金（第八十六条の二・第八十六条の三） 第十一節　予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供（第八十六条の四） 第四章　雑則（第八十六条の五―第九十九条） 附則	目次 第一章・第二章　［同上］ 第三章　［同上］ 第一節～第九節　［同上］ 第十節　勤続報奨金（第八十六条の二・第八十六条の三） 第四章　雑則（第八十六条の四―第九十九条） 附則
（即応予備自衛官の訓練招集期間） **第四十九条の四**　法第七十五条の五第三項に規定する防衛省令で定める期間（次項、第五十条及び第八十六条の四第二項において「訓練招集期間」という。）は、三十日とする。 2　［略］	（即応予備自衛官の訓練招集期間） **第四十九条の四**　法第七十五条の五第三項に規定する防衛省令で定める期間（次項及び第五十条において「訓練招集期間」という。）は、三十日とする。 2　［同上］
第三章　隊員 **第十節**　勤続報奨金 （勤続報奨金の支給） **第八十六条の三**　［略］ 2　［略］	**第三章**　［同上］ **第十節**　［同上］ （勤続報奨金の支給） **第八十六条の三**　［同上］ 2　［同上］